

令和元年度 渡嘉敷村ふるさと応援寄附業務委託

企画提案募集要項

渡嘉敷村 総務課

令和元年6月

1. 趣旨

渡嘉敷村（以下、「本村」という。）においては、ふるさと応援寄附制度を通じて、住民憲章に掲げる住みよい明るいむらづくりを推進することを目的としています。

本村の豊かな自然とマンパワーを活かした商品作りを行うことにより、地場産業を活性化し、渡嘉敷村を応援したいと考えて下さる方々に対し本村の魅力を広く伝えることをめざし、インターネットを利用した受付サイト構築、寄附受付及び返礼品等に関連する業務の一括代行業務に関し、事業者を選定するための企画提案方式による公募を行います。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

渡嘉敷村ふるさと応援寄附業務

(2) 契約期間

契約日の翌日から令和2年3月31日までの間に定める

(3) 履行場所

渡嘉敷村 総務課

(4) 業務内容

別添『企画提案仕様書』を参照

3. 連絡先

渡嘉敷村 総務課

担当：番田 ふみ

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183

TEL：098-987-2321 FAX：098-987-2560

E-MAIL：zeisei@vill.tokashiki.okinawa.jp

4. 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防

- 止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと。
- (3) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「令和元年度 渡嘉敷村ふるさと応援寄附業務委託 企画提案仕様書」(以下、「企画提案仕様書」という。)に掲げる業務内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (4) 業務の実施に当たって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (5) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。
- ア. 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ. 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)から(3)の要件を満たす者であること。
- ウ. 共同企業体を構成する事業者が、他の共同企業体の事業者として重複応募する者でないこと。
- エ. 共同企業体を構成する事業者が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

5. 手続き及びスケジュール

- (1) 応募にかかる様式の配布期間及び場所
配布期間：令和元年6月10日(月)～6月21日(金)
配布場所：渡嘉敷村公式WEBサイトに資料掲載
- (2) 企画参加申し込み
企画提案参加申込書提出期限：令和元年6月17日(月) 17時まで※時間厳守
所定の様式(様式1)に必要事項を記入の上、原本を持参、郵送(簡易書留。当日消印有効)、FAX又はメール(受信確認必要。原本は令和元年6月24日(月)正午までに持参又は郵送すること)にて提出。
提出先：渡嘉敷村 総務課
〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷183
TEL：098-987-2321
E-MAIL：zeisei@vill.tokashiki.okinawa.jp
- (3) 応募に係る質問受付及び回答
質問受付：令和元年6月10日(月)～6月17日(月)17時まで
質問は指定の様式(様式2)に記載の上E-MAILでの受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。
質問回答：参加者へメールにて案内
- (4) 応募書類の提出方法及び提出期限
提出方法：「7. 応募書類等」に定める全ての書類を持参又は郵送(当日消印有

効)にて提出。郵送による場合は簡易書留とし、事前に電子データをメールにて送信すること。

提出先：渡嘉敷村 総務課

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183

TEL：098-987-2321

E-MAIL：zeisei@vill.tokashiki.okinawa.jp

提出期限：令和元年 6 月 24 日（月）正午まで※時間厳守

(5) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日、渡嘉敷村総務課より疑義照会を行う事がある。

(6) 応募書類の審査及び結果の通知

「6. 審査」にて定めるとおり。

(7) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、渡嘉敷村総務課が作成した別添『企画提案仕様書』及び当該事業者が提出した企画提案書の内容に基づいて双方協議の上、両者の合意をもって契約を締結する。

ただし、渡嘉敷村総務課と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 審査

(1) 応募書類の審査

ア. 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次書類審査・最終プレゼン審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、上位3社程度を提出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

イ. 最終審査はプレゼンテーションによる審査を行う。最終審査会の開催日時及び場所については、1次審査通過者に対して日時及び場所の通知を行う事とし、公開しない。尚、1次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準概要書」を参照

(3) 審査結果の通知

最終審査結果の通知については、7月下旬に発表するものとする。

7. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下の通りとする。

- (1) 企画提案参加申込書 (様式 1) 1部
- (2) 企画提案提出書 (様式 3-1) 1部
- (3) 会社概要書 (様式 3-2) 1部

共同企業体等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。

会社概要資料 (パンフレット) 等がある場合は各社につき 1部を添付する。

- (4) 業務実績書 (様式 3-3) 1部

共同企業体等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての過去 5年以内に行われた全ての類似案件実績を示すこと。

- (5) 企画提案書 12部

「提案書」の作成に当たっては、別途『企画提案仕様書』を参照すること。

「提案書」は、A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。応募者は要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。実施スケジュール、実施体制、見積、本村において想定している返礼品については必須の記載事項とする。

見積については寄附が 30件で 200万円の寄附があった場合の見積額とし、合計金額には消費税 (10%) を含むものとする。寄附額により委託料率の変動する場合は、その最低金額での見積書を追加して作成し、プランについての説明書 (任意様式。表等。) を添付すること。

- (6) 登記事項証明書 (登記簿) 1通

証明年月日が過去 3か月以内のものを添付すること。

8. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。
- (6) 成果物、本業務にて撮影した映像、写真等の著作権及び使用权は、渡嘉敷村に帰属する。
- (7) 本業務にあたり、第 3者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

別紙（6項関係）

審査基準概要書

番号	区分	評価基準
1	導入計画・運用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・導入計画が適切に示されているか。 ・一括代行業務の運用計画が明確に示されており、実施可能なものであるか。 ・本村に係る人員配置は適当であるか。
2	見積金額について	一括代行業務を導入し運用するに当たり、本村に生じる利益・効果に比して妥当な費用となっているか。
3	受付サイトについて	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の要求を十分満たしているか。 ・寄附者の利便性・操作性を配慮したシステムとなっているか。
4	寄附に対する問い合わせについて	寄附者及び本村からの問い合わせに対して、適切な対応が可能であるか。
5	情報セキュリティ・個人情報保護について	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策は妥当であるか。個人情報の漏えいのリスクに配慮したシステムとなっているか。
6	事業者としての受託実績	他の導入実績が良好であるか。
7	プロモーション支援について	本村の寄附の向上及び地域活性化に寄与するプロモーション支援の体制・方法が効果的であるか。
8	返礼品開発	渡嘉敷村の観光資源をよく理解し、寄附者にとって本村のPRとなる商品作成が可能か。
9	返礼品提供事業者との調整・管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・返礼品提供事業者との連絡・サポート体制が適切であるか。 ・返礼品の発注及び履行について管理が可能であるか。
10	自社の優位性について	独自性があり、本村にとって有益な提案であるか。

